第2の国内周波数分配の脚注J29中「6780kHz)、122―123GHz（中心周波数122.5GHz)」を「6780kHz)」に改める。

第2の国内周波数分配の脚注J89中「、2013年4月1日以降」を削る。

第2の国内周波数分配の脚注J91及びJ92を次のように改める。

J91（未使用）

J92（未使用）

○政治資金適正化委員会告示第六号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年一月三十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二三六五	濱野　雅秀	二三七六　二五、八、一〇	

○政治資金適正化委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年一月三十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四五九一	二六、一、一七	羽石　清美
四五九二	二六、一、一七	鈴木　康支

○外務省告示第三十五号

平成二十六年一月十二日にマプトで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

平成二十六年一月三十日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、モザンビーク共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモザンビーク共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百七十二億六千九百万円（一七、二六九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、マプト・ガス複合式火力発電所整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、モザンビーク共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、モザンビーク共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十三年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、モザンビークの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　モザンビーク共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　モザンビーク共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してモザンビーク共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためモザンビーク共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7(1)　モザンビーク共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a)　借款及びそれから生ずる利子に関し、ＪＩＣＡに対してモザンビーク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してモザンビーク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してモザンビーク共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者が計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社による雇用から取得する個人所得に対して、モザンビーク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(2)　前記の租税負担に関連して、モザンビーク共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税及びその他同様の課徴金の清算又は支払に責任を持つ。

8　モザンビーク共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びモザンビーク共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　モザンビーク共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモザンビーク共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年一月十二日にマプトで

モザンビーク共和国駐在

日本国特命全権大使　橋本栄治

モザンビーク共和国

外務協力大臣　オルデミーロ・バロイ閣下

（モザンビーク側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をモザンビーク共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年一月十二日にマプトで

モザンビーク共和国

外務協力大臣　オルデミーロ・バロイ

モザンビーク共和国駐在

日本国特命全権大使　橋本栄治閣下